

## 【外貨ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表 2022. 4. 4 改訂

変更箇所	新	旧
第 6 条 (口座の開設 および取引の 適格要件)	<p>(省略)</p> <p>2. 本口座の開設および個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客さまが外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに、本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、本約款および取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、および以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。</p> <p>(2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(5) 日本国内に居住する<u>成年以上</u>の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(6) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。</p> <p>(8) お客さまが外国PEPs (Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) と</p>	<p>(省略)</p> <p>2. 本口座の開設および個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客さまが外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに、本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、本約款および取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、および以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。</p> <p>(2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(5) 日本国内に居住する <u>20 歳以上</u>の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(6) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。</p> <p>(8) お客さまが外国PEPs (Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) と</p>

その地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。)に該当しないこと。

- (9) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することに同意いただけること。
- (10) 金融先物取引業者に勤務していないこと。
- (11) 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (12) その他当社所定の基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。
  - ・取引担当者は1口座につき1名。
  - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
  - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
  - ・日本国内に居住する成年以上の行為能力を有する個人であること。
  - ・口座名義人である法人に籍があること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。

その地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。)に該当しないこと。

- (9) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することに同意いただけること。
- (10) 金融先物取引業者に勤務していないこと。
- (11) 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (12) その他当社所定の基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。
  - ・取引担当者は1口座につき1名。
  - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
  - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
  - ・日本国内に居住する 20歳以上の行為能力を有する個人であること。
  - ・口座名義人である法人に籍があること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。

- (5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- (6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (8) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。
- (10) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- (11) お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。
- (12) 金融商品取引業者でないこと。
- (13) 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

(省略)

- (5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- (6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (8) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。
- (10) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- (11) お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。
- (12) 金融商品取引業者でないこと。
- (13) 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

(省略)